

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ及び株式会社きらぼし銀行と
相模原市との包括連携に関する協定書

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ(以下「東京きらぼしF G」という。)
及び株式会社きらぼし銀行(以下「きらぼし銀行」という。)と相模原市(以下「市」
という。)とは、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、東京きらぼしF G及びきらぼし銀行と市が積み重ねてきた協力関係
をより一層強化、発展させるとともに、様々な分野に関する包括的、継続的な連
携により、地域の課題解決及び活性化等を図ることを目的とする。

(協力事項)

第2条 東京きらぼしF G及びきらぼし銀行と市は、前条の目的を達成するため、次
の各号に定める事項(以下「協力事項」という。)を連携及び協力して実施するも
のとし、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、それぞれが協議して
決定する。

- (1) 地域経済の活性化に関すること。
- (2) 健康、福祉に関すること。
- (3) 教育、文化に関すること。
- (4) 環境保全に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 地域社会への貢献に関すること。
- (7) その他、本協定の目標達成に資すると認められる事項に関すること。

(守秘義務)

第3条 東京きらぼしF G及びきらぼし銀行と市は、協力事項の検討及び実施により
知り得た他の当事者(以下「開示者」という。)の秘密情報(開示者が秘密である
旨を明示して開示した情報)を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開
示し、又は他の目的に使用してはならない。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期
間満了の日の1月前までに、東京きらぼしF G及びきらぼし銀行又は市のいずれか
らも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により1年間有効期間を延長
するものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第5条 東京きらぼしF G及びきらぼし銀行又は市が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、それぞれの合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義などの決定)

第6条 本協定に定めのない事項は、東京きらぼしF G及びきらぼし銀行と市が協議の上別途定める。また、本協定の解釈などについて疑義等が生じた場合は、それぞれが誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年8月21日

東京都新宿区新宿5丁目9番2号

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ

代表 代表取締役社長 味岡 桂三

東京都港区南青山3丁目10番43号

株式会社きらぼし銀行

代表 取締役頭取 渡邊 壽信

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

代表 相模原市長 本村 賢太郎